

4 会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人安芸高田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の正会員、特別会員、賛助会員（以下「会員」という。）の会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会費の額は、次表のとおりとする。

会員種別	会費額
正会員	2,000円
特別会員	2,000円
賛助会員	1口 2,000円

- 2 会費は、一事業年度の年会費とする。ただし、事業年度1月1日以降に正会員として入会する場合は、入会年度に限り500円とする。
- 3 会費については、経済的事情又は病気等の事由により、理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(会費の納入)

- 第3条 新規入会会員は、入会及び退会規程に定める入会申込結果通知書により承認通知を受けた日から2週間以内に会費をセンターへ一括納入しなければならない。
- 2 会員は、年会費として毎年、事業年度開始日から4月末日までに会費をセンターへ一括納入しなければならない。
 - 3 センターは、会員が既に納入した会費については、これを返還しない。
 - 4 会員から納入された会費については、センターの管理する会費管理台帳等に記載又は登録しなければならない。

(納入方法)

第4条 会費の納入方法は、現金又はセンターが指定する口座へ振替・振込又は口座引き落としの方法により納入するものとする。

(会費の用途)

第5条 会員の会費については、2分の1以上を当該事業年度の公益目的事業のために使用するものとし、残余はその他の事業及び管理費用の一部に充当するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定める会費の額の変更は、理事会の承認を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公益社団法人安芸高田市シルバー人材センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月15日から施行する。